

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車による交通事故について和解し、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

平成26年6月17日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 事故発生年月日 平成21年10月20日
- 2 事故発生場所 松戸市松戸1134番地先道路上
- 3 事故の概要 市車両が信号機のある交差点を黄色信号で直進進入したところ、歩行者側信号機が青色信号に変わったため、右方より横断歩道を渡ってきた相手方に市車両右前部が接触し、相手方が負傷した事故
- 4 損害賠償額 2,362,525円

提 案 理 由

相手方との交渉の結果、当事者双方の意見が一致したため。